

広島県告示第百二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定によって、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成二十一年二月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定障害者支援施設の設置者	主たる事務所の所在地	名称	指定障害者支援施設		辞退年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人爽裕会	東広島市西条町御菌字五八九四番地一	松賀苑	東広島市西条町御菌字五八九四番地一	平成一九年三月三十一日	
社会福祉法人おの福祉会	廿日市市大野二丁目三番一八号	第二ワークハウ スアダージョ	廿日市市大野二丁目三番一八号	平成一九年六月三〇日	
社会福祉法人友和の里	廿日市市友田二一八番地三八	友和の里	廿日市市友田二一八番地三八	平成一九年三月三十一日	
社会福祉法人つじ	東広島市西条町西条五〇番地一	ウイング	東広島市八本松町米満四六一番地	平成一九年三月三十一日	
社会福祉法人柏学園	安芸郡府中町青崎東七番一二号	柏の実苑	安芸郡府中町青崎東七番一二号	平成二〇年三月三十一日	
社会福祉法人大崎福祉会	豊田郡大崎上島町沖浦一五三九番地一	ふれあい工房	豊田郡大崎上島町大串三〇三二番地二	平成一八年一月三〇日	
社会福祉法人尾道さつき会	尾道市久保町一七八六番地	ワークスさつき	尾道市美ノ郷町本郷字新本郷一番一四二	平成一九年三月三十一日	
社会福祉法人つじ	東広島市西条町西条五〇番地一	コスモス	東広島市西条町西条五〇番地一	平成一九年三月三十一日	
社会福祉法人つじ	東広島市西条町西条五〇番地一	ウイング	東広島市八本松町米満四六一番地	平成一九年三月三十一日	
社会福祉法人三矢会	広島市安佐南区沼田町伴九四八三番地一	太田川学園豊平作業所	山県郡北広島町阿坂字坤束二三三〇番一	平成一九年三月三十一日	
社会福祉法人おの福祉会	廿日市市大野二丁目三番一八号	第一ワークハウ スアダージョ	廿日市市大野二丁目三番一八号	平成一九年六月三〇日	
社会福祉法人静和会	府中市土生町一六三六番地一	おおむらさき	府中市広谷町九一九番地三	平成一九年九月三〇日	

社会福祉法人中 国新聞社会事業 団	広島市中区土橋 町七番一号	ちゅうげい	竹原市忠海東町 二丁目一〇番一 号	平成二〇年 三月三十一日
社会福祉法人若 葉	尾道市因島大浜 町四二七番地九	因島であいの家	尾道市因島大浜 町四二七番地九	平成二〇年 三月三十一日
社会福祉法人ユ キ福祉会	安芸郡海田町浜 角二番二三号	ユキ園	安芸郡海田町浜 角二番二三号	平成二〇年 三月三十一日
社会福祉法人翠 庄会	庄原市高町一二 四六番地	かわせみの家	庄原市高町一二 四六番地	平成二〇年 一二月三十一日